

## 吉田教会 集会室および礼拝堂 使用規約

### (目的)

#### 第1条

1. 日本キリスト教会吉田教会は地域に開かれた教会としてキリストの福音を述べ伝えることを目的とすると同時に、地域社会の交流の場としての役割を果たすべく、吉田教会の会堂およびその施設を、教会員以外にも貸し出すものとする。
2. 本使用規約は、日本キリスト教会吉田教会の集会室および礼拝堂とその付属設備の使用に関し必要な事項を定めるものであり、吉田教会員以外が吉田教会を使用する際の規約として定めるものとする。教会員の使用は、本使用規約に定めるものではない。

### (定義)

第2条 日本キリスト教会吉田教会の集会室および礼拝堂とその付属設備とは、吉田教会内の以下に挙げる施設をいう。

1. 集会室(2階)
  - ① 集会室内のアップライトピアノ(1台)
  - ② 集会室内の音響設備一式
  - ③ 集会室内の空調設備一式
  - ④ 机, 椅子設備一式
2. 礼拝堂および礼拝堂前ホール
  - ① 礼拝堂内の音響設備一式
  - ② 礼拝堂内の空調設備一式
  - ③ 机, 椅子設備一式
3. 吉田教会内エレベーター
4. 教会内トイレ
  - ① 1階奥の男子トイレ
  - ② 2階女子トイレ(2つ)

上記に挙げたもの以外の貸し出しは行わないが、吉田教会牧師または吉田教会小会が特に認めた場合はこの限りではない。

### (使用資格)

第3条 第2条に規定する施設、設備を使用することができる者は、次にあげるものとする。

1. 本規約の定めるところに従って、申し込み手続きを行い、吉田教会小会において使用を認めた者および団体

(使用申請)

第4条 第2条第1項から第4項に掲げる施設、設備を使用しようとする者または団体は、以下に従って使用申請を行わねばならない。

1. 使用申請は吉田教会ホームページから行うこと。それ以外の使用申請は認めない。
2. 使用申請は、使用日の原則30日前までに行わなければならない。
3. 利用申請は、1団体に月に3回までとする。
4. 同日に2団体以上の利用申請がある場合、使用時間が異なっても使用を認めない。利用申請は先着順に認める。

(使用原則)

第5条 吉田教会において使用を認められた者または団体(以下「使用者」とする)は、以下の使用規則に従わなければならない。

1. 原則として土曜日、日曜日および教会行事と重なる場合は利用を認めない(教会であるため、葬儀式などが突発的に入ることがあります。その場合は事前に予約されている場合でも利用をお断りする場合があります)。
2. 使用者は、使用終了後にすみやかに原状復帰をしなければならない。すなわち集会場、礼拝堂、礼拝堂ロビー内の椅子、机の配置、トイレ、ピアノ、各施設の音響設備、空調および電気使用は必ず原状復帰すること。
3. 使用時間は1回につき原則3時間以内とする。ただし、原状復帰にかかる時間も使用時間内とする。
4. 使用者は使用開始時に、管理担当者に使用開始を報告するとともに、使用終了時に、使用終了を報告しなければならない。
5. 使用者は、使用申請時に示した目的以外の目的で使用してはならない。
6. ガスストーブを含む火器の使用を禁ずる。
7. 使用時に出たごみは各自(団体)が持ちかえること。
8. 吉田教会内およびその敷地内は全て禁煙とする。
9. 使用時間は原則20時までとする。
10. 吉田教会駐車場は貸し出さない。
11. 吉田教会内は原則、飲食禁止とする。ただし、集会室、礼拝堂ロビーにおいてはペットボトル、水筒など蓋の閉まる容器による水分摂取は禁止しない。

(使用制限)

第6条 申込者が以下の各項の何れかに該当するとき、吉田教会小会は吉田教会の施設、設備の使用を制限し、使用許可を取り消すものとする。

1. 前回の使用時において現状復帰が不十分であった場合
2. 近隣住民に迷惑を掛ける恐れがある場合、または前回の使用において該当事項があっ

た場合。

3. 管理上支障がある場合。
4. 使用目的が本規約第一条に反する場合。
5. 申し込み申請内容に虚偽がある場合

(損害賠償)

第7条 使用者は、使用する施設及びその付属設備を破損または紛失した場合、その損害を賠償しなければならない。また上記の場合、使用者は、管理者に対して速やかに申し出なければならない。

(使用者の管理義務等)

第8条 使用者は、使用時間中その使用に係る施設及び付属設備を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(本規約の改正)

第9条 本規約は、吉田教会小会の承認をもって改変することができる。

施行日:2019年9月9日

